

改正案			現行		
別表第2（第5条関係）			別表第2（第5条関係）		
液化石油ガス器具等の区分	型式の区分		液化石油ガス器具等の区分	型式の区分	
	要素	材質等の区分		要素	材質等の区分
液化石油ガスこんろ	（略）	（略）	液化石油ガスこんろ	（略）	（略）
半密閉式瞬間湯沸器	メインバーナーの材質	(1)、(2)（略）	半密閉式瞬間湯沸器	メインバーナーの材質	(1)、(2)（略）
	熱交換部の材質	(1)～(3)（略）		熱交換部の材質	(1)～(3)（略）
	瞬間湯沸器の構造	(1)、(2)（略）		瞬間湯沸器の構造	(1)、(2)（略）
	液化石油ガス量切替装置の有無	(1)、(2)（略）		液化石油ガス量切替装置の有無	(1)、(2)（略）
	給水自動ガス弁の構造	(1)～(3)（略）		給水自動ガス弁の構造	(1)～(3)（略）
	点火の方式	(1)、(2)（略）		点火の方式	(1)、(2)（略）
	燃焼室内の圧力	(1)、(2)（略）		燃焼室内の圧力	(1)、(2)（略）
	立ち消え安全装置の構造	(1)、(2)（略）		立ち消え安全装置の構造	(1)、(2)（略）
	炎検出部の機構	(1)～(3)（略）		炎検出部の機構	(1)～(3)（略）

停電時の立ち消え 安全装置の作動方式	(1)～(3) (略)	
遮熱坂の有無	(1)、(2) (略)	
給排気の方式	(1) 自然排気式のもの (2) 強制排気式のもの	
<u>不完全燃焼防止機能に係る検知部の機構</u>	(1) <u>熱電対式のもの</u> (2) <u>フレームロッド式のもの</u> (3) <u>CO センサー式のもの</u> (4) <u>バイメタル式のもの</u> (5) <u>サーミスター式のもの</u> (6) <u>その他のもの</u>	
表示液化石油ガス消費量	(1) 12 キロワット以下のもの (2) 12 キロワットを超え 22 キロワット以下のもの (3) 22 キロワットを超え 28 キロワット以下のもの (4) 28 キロワットを超え 44 キロワット以下のもの (5) 44 キロワットを超え 55 キロワット以下のもの (6) 55 キロワットを超えるもの	
半密閉式バーナー付ふるがま	ふるがまの構造	(1)、(2) (略)
	点火の方式	(1)、(2) (略)
	液化石油ガス量切替装置の有無	(1)、(2) (略)
	立ち消え安全装置の構造	(1)、(2) (略)
	炎検出部の機構	(1)～(3) (略)

停電時の立ち消え 安全装置の作動方式	(1)～(3) (略)	
遮熱坂の有無	(1)、(2) (略)	
給排気の方式	(1) 自然排気式のもの (2) 強制排気式のもの	
表示液化石油ガス消費量	(1) 12 キロワット以下のもの (2) 12 キロワットを超え 22 キロワット以下のもの (3) 22 キロワットを超え 28 キロワット以下のもの (4) 28 キロワットを超え 44 キロワット以下のもの (5) 44 キロワットを超え 55 キロワット以下のもの (6) 55 キロワットを超えるもの	
半密閉式バーナー付ふるがま	ふるがまの構造	(1)、(2) (略)
	点火の方式	(1)、(2) (略)
	液化石油ガス量切替装置の有無	(1)、(2) (略)
	立ち消え安全装置の構造	(1)、(2) (略)
	炎検出部の機構	(1)～(3) (略)

停電時の立ち消え 安全装置の作動方式	(1)～(4) (略)
給排気的方式	(1) 自然排気式のもの (2) 強制排気式のもの
不完全燃焼防止機能に係る検知部の機構	(1) 熱電対式のもの (2) フレームロッド式のもの (3) CO センサー式のもの (4) パイメタル式のもの (5) サーミスター式のもの (6) その他のもの
燃焼室内の圧力	(1) 正圧になるもの (2) 負圧になるもの
メインバーナーの材質	(1)、(2) (略)
遮熱板の有無	(1)、(2) (略)
熱交換部の材質	(1)～(3) (略)
自動消火装置の構造	(1)～(3) (略)
空だき防止装置の機構	(1)～(3) (略)
給湯部の有無	(1)、(2) (略)
給湯部の構造	(1)、(2) (略)
給湯の方式	(1)～(4) (略)

停電時の立ち消え 安全装置の作動方式	(1)～(4) (略)
給排気的方式	(1) 自然排気式のもの (2) 強制排気式のもの
燃焼室内の圧力	(1) 正圧になるもの (2) 負圧になるもの
メインバーナーの材質	(1)、(2) (略)
遮熱板の有無	(1)、(2) (略)
熱交換部の材質	(1)～(3) (略)
自動消火装置の構造	(1)～(3) (略)
空だき防止装置の機構	(1)～(3) (略)
給湯部の有無	(1)、(2) (略)
給湯部の構造	(1)、(2) (略)
給湯の方式	(1)～(4) (略)

	表示液化石油ガス消費量	(1)～(9) (略)
ふろがま～対震遮断器	(略)	

別表第3 (第11条、第13条関係)

液化石油ガス器具等の区分	技術上の基準	
液化石油ガスこんろ	1～18 (略) 19 通常の使用状態において、次の表の事項の欄に掲げる事項が同表の基準の欄に掲げる基準に適合すること。	
	事 項	基 準
	リフティング	ないこと。
	消火	ないこと。
	逆火	ないこと。
	すすの発生	ないこと。
	理論乾燥燃焼ガス中の一酸化炭素濃度(体積パーセント。以下「 <u>燃焼ガス中の一酸化炭素濃度</u> 」という。)	0.14パーセント以下であること。
	20～31 (略)	
半密閉式瞬	1～8 (略)	

	表示液化石油ガス消費量	(1)～(9) (略)
ふろがま～対震遮断器	(略)	

別表第3 (第11条、第13条関係)

液化石油ガス器具等の区分	技術上の基準	
液化石油ガスこんろ	1～18 (略) 19 通常の使用状態において、次の表の事項の欄に掲げる事項が同表の基準の欄に掲げる基準に適合すること。	
	事 項	基 準
	リフティング	ないこと。
	消火	ないこと。
	逆火	ないこと。
	すすの発生	ないこと。
	理論乾燥燃焼ガス中の一酸化炭素濃度(体積パーセント。以下「 <u>一酸化炭素濃度</u> 」という。)	0.14パーセント以下であること。
	20～31 (略)	
半密閉式瞬	1～8 (略)	

間湯沸器

- 9 立ち消え安全装置は、正常に機能しなかつたとき、バーナーへの液化石油ガスの通路を自動的に閉ざすものであり、かつ、容易に改造できない構造であること。
- 10 ~ 12 (略)
- 13 自然排気式のものにあつては、次に掲げる基準に適合すること。
- (1) ~ (3) (略)
- (4) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
- イ (略)
- ロ 逆風止めの逃げ口から排ガスが流出したときから1分以内に、バーナーへの液化石油ガスの通路を自動的に閉ざす装置を有し、かつ、当該装置が作動するまでの間、消火、逆火又は炎のあふれがないこと。また、当該装置が正常に機能しなかつたとき、バーナーへの液化石油ガスの通路を自動的に閉ざすものであり、かつ、当該装置は容易に改造できない構造であること。
- 13の2 自然排気式のものにあつては、不完全燃焼を防止する機能であつて(1)に掲げる機能(以下半密閉式瞬間湯沸器の項において「自然排気式不完全燃焼防止機能」という。)を有すること。また、当該機能に係る装置は、(2)に掲げる基準に適合すること。
- (1) 機器の設置されている部屋(以下「自室」という。)が排ガスによつて汚染されたとき、自室の雰囲気空気中の一酸化炭素濃度(体積パーセント。以下同じ。)が0.03パーセントに達する以前にバーナーへの液化石油ガスの通路を自動的に閉ざすこと。
- (2) 装置が正常に機能しなかつたとき、バーナーへの液化石油ガスの通路を自動的に閉ざすものであり、かつ、当該装置は容易に改造できない構造であること。
- 14 強制排気式のもの(技術上の基準の欄の15に掲げるものを除く。)にあつては、次に掲げる基準に適合すること。
- (1) (略)
- (2) 排気部の出口に80パスカルを超える圧力がかかつたとき、次に掲げる基準に適合すること。
- イ 消火、逆火又は炎のあふれが生ずるより前に排気部の出口以外から排ガスが流出するものにあつては、排気部の出口以外から排ガスが流出したときから1分以内に、バーナーへの液化石油ガスの通路を自動的に閉ざす装置を有すること。
- ロ 略

間湯沸器

- 9 立ち消え安全装置は、炎検出部が機能しなかつたとき、バーナーへの液化石油ガスの通路を自動的に閉ざすこと。
- 10 ~ 12 (略)
- 13 自然排気式のものにあつては、次に掲げる基準に適合すること。
- (1) ~ (3) (略)
- (4) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
- イ (略)
- ロ 逆風止めの逃げ口から排ガスが流出したときに、バーナーへの液化石油ガスの通路を自動的に閉ざす装置を有し、かつ、当該装置が作動するまでの間、消火、逆火又は炎のあふれがないこと。
- 14 強制排気式のもの(次項に掲げるものを除く。)にあつては、次に掲げる基準に適合すること。
- (1) (略)
- (2) 排気部の出口に80パスカルを超える圧力がかかつたとき、次に掲げる基準に適合すること。
- イ 消火、逆火又は炎のあふれが生ずるより前に排気部の出口以外から排ガスが流出するものにあつては、排気部の出口以外から排ガスが流出したときに、バーナーへの液化石油ガスの通路を自動的に閉ざす装置を有すること。
- ロ (略)

ハイ及び口に掲げる装置が正常に機能しなかつたとき、バーナーへの液化石油ガスの通路を自動的に閉ざすものであり、かつ、当該装置は容易に改造できない構造であること。

14の2 強制排気式のもの(技術上の基準の欄の15に掲げるものを除く。)

にあつては、不完全燃焼を防止する機能であつて次の(1)及び(2)に掲げる機能(以下半密閉式瞬間湯沸器の項において「強制排気式不完全燃焼防止機能」という。)を有すること。また、当該機能に係る装置は、(3)に掲げる基準に適合すること。

(1) 自室が排ガスによつて汚染されたとき、自室の雰囲気空気中の一酸化炭素濃度が0.03パーセントに達する以前にバーナーへの液化石油ガスの通路を自動的に閉ざすこと。

(2) 機器設置室以外の部屋(以下「他室」という。)が機器の排ガスによつて汚染されたとき、他室の雰囲気空気中の一酸化炭素濃度が0.03パーセントに達する以前にバーナーへの液化石油ガスの通路を自動的に閉ざすこと。

(3) 装置が正常に機能しなかつたとき、バーナーへの液化石油ガスの通路を自動的に閉ざすものであり、かつ、当該装置は容易に改造できない構造であること。

15 (略)

16 通常の使用状態において、次の表の事項の欄に掲げる事項が同表の基準の欄に掲げる基準に適合すること。

事 項	基 準
リフティング	ないこと。
消火	ないこと。
逆火	ないこと。
すすの発生	黄炎の熱交換部への接触及びすすの発生がないこと。
<u>燃焼ガス中の一酸化炭素濃度</u>	0.28パーセント以下であること。

15 (略)

16 通常の使用状態において、次の表の事項の欄に掲げる事項が同表の基準の欄に掲げる基準に適合すること。

事 項	基 準
リフティング	ないこと。
消火	ないこと。
逆火	ないこと。
すすの発生	黄炎の熱交換部への接触及びすすの発生がないこと。
一酸化炭素濃度	0.28パーセント以下であること。

17 (略)

18 先止め式のものにあつては、次に掲げる基準に適合すること。

(1) 燃焼室内の圧力が正圧になるものにあつては、次に掲げる基準に適合する装置（以下半密閉式瞬間湯沸器の項において「熱交換部損傷安全装置」という。）を有すること。

イ～ロ (略)

ハ 装置が正常に機能しなかつたとき、バーナーへの液化石油ガスの通路を自動的に閉ざすこと。

ニ 容易に改造できない構造であること。

(2) (略)

19～22 (略)

22の2 電装基板を有するものにあつては、当該基板のはんだ部は通常使用時の温度変化に耐えること。

23～25 (略)

26 次の表の装置の欄に掲げる装置は、装置ごとにそれぞれ同表の回数の欄に掲げる回数の反復使用をした後、次に掲げる基準に適合すること。

(1)～(5) (略)

(6) 自然排気式不完全燃焼防止機能に係る装置については、技術上の基準の欄の13の2(1)に定める基準に、強制排気式不完全燃焼防止機能に係る装置については、技術上の基準の欄の14の2(1)及び(2)に定める基準に適合すること。

装置	回数	
	元止め式のもの	先止め式のもの
器具栓	12,000	6,000
点火装置	12,000	6,000
給水自動ガス弁	25,000	50,000
立ち消え安全装置	1,000	1,000
器具ガバナー	30,000	30,000

17 (略)

18 先止め式のものにあつては、次に掲げる基準に適合すること。

(1) 燃焼室内の圧力が正圧になるものにあつては、次に掲げる基準に適合する装置（以下半密閉式瞬間湯沸器の項において「熱交換部損傷安全装置」という。）を有すること。

イ～ロ (略)

ハ 熱交換部損傷の検出部が機能しなかつたとき、バーナーへの液化石油ガスの通路を自動的に閉ざすこと。

(2) (略)

19～22 (略)

23～25 (略)

26 次の表の装置の欄に掲げる装置は、装置ごとにそれぞれ同表の回数の欄に掲げる回数の反復使用をした後、次に掲げる基準に適合すること。

(1)～(5) (略)

装置	回数	
	元止め式のもの	先止め式のもの
器具栓	12,000	6,000
点火装置	12,000	6,000
給水自動ガス弁	25,000	50,000
立ち消え安全装置	1,000	1,000
器具ガバナー	30,000	30,000

<u>自然排気式不完全燃焼防止機能に係る装置</u>	<u>1,000</u>	<u>1,000</u>
<u>強制排気式不完全燃焼防止機能に係る装置</u>	<u>1,000</u>	<u>1,000</u>

27 通常の使用状態において 15 時間以上断続的に燃焼させた後、次に掲げる基準に適合すること。

(1) ~ (2) (略)

(3) 逆火及び燃焼ガス中の一酸化炭素濃度が技術上の基準の欄の 16 に定める基準に適合すること。

28 ~ 29 (略)

半密閉式バーナー付ふろがま

1 ~ 8 (略)

9 立ち消え安全装置は、正常に機能しなかつたとき、バーナーへの液化石油ガスの通路を自動的に閉ざすものであり、かつ、容易に改造できない構造であること。

10 ~ 12 (略)

13 自然排気式のものにあつては、次に掲げる基準に適合すること。

(1) ~ (3) (略)

(4) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

イ (略)

ロ 逆風止めの逃げ口から排ガスが流出したときから 1 分以内に、バーナーへの液化石油ガスの通路を自動的に閉ざす装置を有し、かつ、当該装置が作動するまでの間、消火、逆火又は炎のあふれがないこと。また、当該装置が正常に機能しなかつたとき、バーナーへの液化石油ガスの通路を自動的に閉ざすものであり、かつ、当該装置は容易に改造できない構造であること。

13 の 2 自然排気式のものにあつては、不完全燃焼を防止する機能であつて(1)に掲げる機能(以下半密閉式バーナー付ふろがまの項において「自然排気式不完全燃焼防止機能」という。)を有すること。また、当該機能に係る装置は、(2)に掲げる基準に適合すること。

(1) 自室が排ガスによつて汚染されたとき、自室の雰囲気空気中の一酸化炭素濃度が 0.03 パーセントに達する以前にバーナーへの液化石油ガスの通路を自動的に閉ざすこと。

半密閉式バーナー付ふろがま

1 ~ 8 (略)

9 立ち消え安全装置は、炎検出部が機能しなかつたとき、バーナーへの液化石油ガスの通路を自動的に閉ざすこと。

10 ~ 12 (略)

13 自然排気式のものにあつては、次に掲げる基準に適合すること。

(1) ~ (3) (略)

(4) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

イ (略)

ロ 逆風止めの逃げ口から排ガスが流出したときに、バーナーへの液化石油ガスの通路を自動的に閉ざす装置を有し、かつ、当該装置が作動するまでの間、消火、逆火又は炎のあふれがないこと。

(2) 装置が正常に機能しなかつたとき、バーナーへの液化石油ガスの通路を自動的に閉ざすものであり、かつ、当該装置は容易に改造できない構造であること。

14 強制排気式のものにあつては、次に掲げる基準に適合すること。

(1) (略)

(2) 排気部の出口に 80 パスカルを超える圧力がかかつたとき、次に掲げる基準に適合すること。

イ 消火、逆火又は炎のあふれが生ずるより前に排気部の出口以外から排ガスが流出するものにあつては、排気部の出口以外から排ガスが流出したときから 1 分以内に、バーナーへの液化石油ガスの通路を自動的に閉ざす装置を有すること。

ロ (略)

ハ イ及びロに掲げる装置が正常に機能しなかつたとき、バーナーへの液化石油ガスの通路を自動的に閉ざすものであり、かつ、当該装置は容易に改造できない構造であること。

14 の 2 強制排気式のものにあつては、不完全燃焼を防止する機能であつて次の(1)及び(2)に掲げる機能(以下半密閉式バーナー付ふろがまの項において「強制排気式不完全燃焼防止機能」という。)を有すること。

また、当該機能に係る装置は、(3)に掲げる基準に適合すること。

(1) 自室が排ガスによつて汚染されたとき、自室の雰囲気空気中の一酸化炭素濃度が 0.03 パーセントに達する以前にバーナーへの液化石油ガスの通路を自動的に閉ざすこと。

(2) 他室が機器の排ガスによつて汚染されたとき、他室の雰囲気空気中の一酸化炭素濃度が 0.03 パーセントに達する以前にバーナーへの液化石油ガスの通路を自動的に閉ざすこと。

(3) 装置が正常に機能しなかつたとき、バーナーへの液化石油ガスの通路を自動的に閉ざすものであり、かつ、当該装置は容易に改造できない構造であること。

15 通常の使用状態において、次の表の事項の欄に掲げる事項が同表の基準の欄に掲げる基準に適合すること。

事 項	基 準
リフティング	ないこと。

14 強制排気式のものにあつては、次に掲げる基準に適合すること。

(1) (略)

(2) 排気部の出口に 80 パスカルを超える圧力がかかつたとき、次に掲げる基準に適合すること。

イ 消火、逆火又は炎のあふれが生ずるより前に排気部の出口以外から排ガスが流出するものにあつては、排気部の出口以外から排ガスが流出したときに、バーナーへの液化石油ガスの通路を自動的に閉ざす装置を有すること。

ロ (略)

15 通常の使用状態において、次の表の事項の欄に掲げる事項が同表の基準の欄に掲げる基準に適合すること。

事 項	基 準
リフティング	ないこと。

消火	ないこと。
逆火	ないこと。
すすの発生	黄炎の熱交換部への接触及びすすの発生がないこと。
<u>燃焼ガス中の一酸化炭素濃度</u>	0.28 パーセント以下であること。

16 (略)

17 給湯できるもの(先止め式のものに限る。)にあつては、その給湯に係る部分について、次に掲げる基準に適合すること。

(1) 燃焼室内の圧力が正圧になるものにあつては、次に掲げる基準に適合する装置(以下半密閉式バーナー付ふろがまの項において「熱交換部損傷安全装置」という。)を有すること。

イ~ロ (略)

ハ 装置が正常に機能しなかつたとき、バーナーへの液化石油ガスの通路を自動的に閉ざすこと。

ニ 容易に改造できない構造であること。

(2) (略)

18 ~ 22 (略)

22 の 2 電装基板を有するものにあつては、当該基板のはんだ部は通常使用時の温度変化に耐えること。

23 (略)

24 空だきした場合にメインバーナーへの液化石油ガスの通路を自動的に閉ざす装置であつて、次に掲げる基準に適合するものを有すること。

(1)~(2) (略)

(3) 装置が正常に機能しなかつたとき、メインバーナーへの液化石油ガスの通路を自動的に閉ざすこと。

(4) 容易に改造できない構造であること。

25 (略)

26 次の表の装置の欄に掲げる装置は、装置ごとにそれぞれ同表の回数の欄に掲げる回数の反復使用をした後、次に掲げる基準に適合すること。

(1)~(7) (略)

(8) 自然排気式不完全燃焼防止機能に係る装置については、技術上の基

消火	ないこと。
逆火	ないこと。
すすの発生	黄炎の熱交換部への接触及びすすの発生がないこと。
一酸化炭素濃度	0.28 パーセント以下であること。

16 (略)

17 給湯できるもの(先止め式のものに限る。)にあつては、その給湯に係る部分について、次に掲げる基準に適合すること。

(1) 燃焼室内の圧力が正圧になるものにあつては、次に掲げる基準に適合する装置(以下半密閉式バーナー付ふろがまの項において「熱交換部損傷安全装置」という。)を有すること。

イ~ロ (略)

ハ 熱交換部損傷の検出部が機能しなかつたとき、バーナーへの液化石油ガスの通路を自動的に閉ざすこと。

(2) (略)

18 ~ 22 (略)

23 (略)

24 空だきした場合にメインバーナーへの液化石油ガスの通路を自動的に閉ざす装置であつて、次に掲げる基準に適合するものを有すること。

(1)~(2) (略)

(3) 感熱部又は水位検知部が機能しなかつたとき、メインバーナーへの液化石油ガスの通路を自動的に閉ざすこと。

25 (略)

26 次の表の装置の欄に掲げる装置は、装置ごとにそれぞれ同表の回数の欄に掲げる回数の反復使用をした後、次に掲げる基準に適合すること。

(1)~(7) (略)

準の欄の 13 の 2(1)に定める基準に、強制排気式不完全燃焼防止機能に係る装置については、14 の 2(1)及び(2)に定める基準に適合すること。

装 置	回 数	
	給湯できるもの	給湯できないもの
器具栓	12,000	6,000
点火装置	12,000	6,000
給水自動ガス弁	50,000	
立ち消え安全装置	1,000	1,000
器具ガバナー	30,000	30,000
自動消火装置 温度を感知して作動するもの	6,000	6,000
一定時間の経過により作動するもの	2,000	2,000
遠隔操作装置（ワイヤー等を用いて機械的に操作するものに限る。）	6,000	6,000
<u>自然排気式不完全燃焼防止機能に係る装置</u>	<u>1,000</u>	<u>1,000</u>
<u>強制排気式不完全燃焼防止機能に係る装置</u>	<u>1,000</u>	<u>1,000</u>

27 通常の使用状態において4時間以上（給湯のできるものの給湯に係る

装 置	回 数	
	給湯できるもの	給湯できないもの
器具栓	12,000	6,000
点火装置	12,000	6,000
給水自動ガス弁	50,000	
立ち消え安全装置	1,000	1,000
器具ガバナー	30,000	30,000
自動消火装置 温度を感知して作動するもの	6,000	6,000
一定時間の経過により作動するもの	2,000	2,000
遠隔操作装置（ワイヤー等を用いて機械的に操作するものに限る。）	6,000	6,000

27 通常の使用状態において4時間以上（給湯のできるものの給湯に係る

部分にあつては、15 時間以上)断続的に燃焼させた後、次に掲げる基準に適合すること。

(1)～(2) (略)

(3) 逆火及び燃焼ガス中の一酸化炭素濃度が技術上の基準の欄の 15 に定める基準に適合すること。

28～29 (略)

ふろがま～
ふろバーナ

(略)

半密閉式ス
トープ

1～15 (略)

16 通常の使用状態において、次の表の事項の欄に掲げる事項が同表の基準の欄に掲げる基準に適合すること。

事 項	基 準
リフティング	ないこと。
消火	ないこと。
逆火	ないこと。
すすの発生	黄炎の熱交換部への接触及びすすの発生がないこと。
<u>燃焼ガス中の一酸化炭素濃度</u>	0.28 パーセント以下であること。

17～26 (略)

27 通常の使用状態において 15 時間以上断続的に燃焼させた後、次に掲げる基準に適合すること。

(1)～(2) (略)

(3) 逆火及び燃焼ガス中の一酸化炭素濃度が技術上の基準の欄の 16 に定める基準に適合すること。

28～29 (略)

部分にあつては、15 時間以上)断続的に燃焼させた後、次に掲げる基準に適合すること。

(1)～(2) (略)

(3) 逆火及び一酸化炭素濃度が技術上の基準の欄の 15 に定める基準に適合すること。

28～29 (略)

ふろがま～
ふろバーナ

(略)

半密閉式ス
トープ

1～15 (略)

16 通常の使用状態において、次の表の事項の欄に掲げる事項が同表の基準の欄に掲げる基準に適合すること。

事 項	基 準
リフティング	ないこと。
消火	ないこと。
逆火	ないこと。
すすの発生	黄炎の熱交換部への接触及びすすの発生がないこと。
一酸化炭素濃度	0.28 パーセント以下であること。

17～26 (略)

27 通常の使用状態において 15 時間以上断続的に燃焼させた後、次に掲げる基準に適合すること。

(1)～(2) (略)

(3) 逆火及び一酸化炭素濃度が技術上の基準の欄の 16 に定める基準に適合すること。

28～29 (略)

ガス栓～調整器	(略)												
開放式若しくは密閉式又は屋外式瞬間湯沸器	<p>1～12 (略)</p> <p>13 開放式のものにあつては、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 不完全燃焼を防止する機能であつて、次に掲げるもの(以下開放式若しくは密閉式又は屋外式瞬間湯沸器の項において「不完全燃焼防止機能」という。)を有すること。</p> <p>イ 機器の周囲の酸素濃度が低下したときは、<u>燃焼ガス中の一酸化炭素濃度</u>が 0.14 パーセント以下でバーナーへの液化石油ガス通路を自動的に閉ざすこと。</p> <p>ロ 排ガス通路の閉そくにより<u>燃焼ガス中の一酸化炭素濃度</u>が 0.14 パーセント以上になる場合において、バーナーに点火したときから 10 分以内にバーナーへの液化石油ガスの通路を自動的に閉ざすこと。</p> <p>ハ (略)</p> <p>14～16 (略)</p> <p>17 通常の使用状態において、次の表の事項の欄に掲げる事項が同表の基準の欄に掲げる基準に適合すること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リフティング</td> <td>ないこと。</td> </tr> <tr> <td>消火</td> <td>ないこと。</td> </tr> <tr> <td>逆火</td> <td>ないこと。</td> </tr> <tr> <td>すすの発生</td> <td>黄炎の熱交換部への接触及びすすの発生がないこと。</td> </tr> <tr> <td><u>燃焼ガス中の一酸化炭素濃度</u></td> <td>開放式のものにあつては、0.14 パーセント以下であること。</td> </tr> </tbody> </table>	事 項	基 準	リフティング	ないこと。	消火	ないこと。	逆火	ないこと。	すすの発生	黄炎の熱交換部への接触及びすすの発生がないこと。	<u>燃焼ガス中の一酸化炭素濃度</u>	開放式のものにあつては、0.14 パーセント以下であること。
事 項	基 準												
リフティング	ないこと。												
消火	ないこと。												
逆火	ないこと。												
すすの発生	黄炎の熱交換部への接触及びすすの発生がないこと。												
<u>燃焼ガス中の一酸化炭素濃度</u>	開放式のものにあつては、0.14 パーセント以下であること。												

ガス栓～調整器	(略)												
開放式若しくは密閉式又は屋外式瞬間湯沸器	<p>1～12 (略)</p> <p>13 開放式のものにあつては、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 不完全燃焼を防止する機能であつて、次に掲げるもの(以下開放式若しくは密閉式又は屋外式瞬間湯沸器の項において「不完全燃焼防止機能」という。)を有すること。</p> <p>イ 機器の周囲の酸素濃度が低下したときは一酸化炭素濃度が 0.14 パーセント以下でバーナーへの液化石油ガス通路を自動的に閉ざすこと。</p> <p>ロ 排ガス通路の閉そくにより一酸化炭素濃度が 0.14 パーセント以上になる場合において、バーナーに点火したときから 10 分以内にバーナーへの液化石油ガスの通路を自動的に閉ざすこと。</p> <p>ハ (略)</p> <p>14～16 (略)</p> <p>17 通常の使用状態において、次の表の事項の欄に掲げる事項が同表の基準の欄に掲げる基準に適合すること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事 項</th> <th>基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リフティング</td> <td>ないこと。</td> </tr> <tr> <td>消火</td> <td>ないこと。</td> </tr> <tr> <td>逆火</td> <td>ないこと。</td> </tr> <tr> <td>すすの発生</td> <td>黄炎の熱交換部への接触及びすすの発生がないこと。</td> </tr> <tr> <td>一酸化炭素濃度</td> <td>開放式のものにあつては、0.14 パーセント以下であること。</td> </tr> </tbody> </table>	事 項	基 準	リフティング	ないこと。	消火	ないこと。	逆火	ないこと。	すすの発生	黄炎の熱交換部への接触及びすすの発生がないこと。	一酸化炭素濃度	開放式のものにあつては、0.14 パーセント以下であること。
事 項	基 準												
リフティング	ないこと。												
消火	ないこと。												
逆火	ないこと。												
すすの発生	黄炎の熱交換部への接触及びすすの発生がないこと。												
一酸化炭素濃度	開放式のものにあつては、0.14 パーセント以下であること。												

密閉式又は屋外式のものにあつては、0.28 パーセント以下であること。

- 18 密閉式のもののうち共用給排気筒用のもの以外のものにあつては、通常の使用状態において、次に掲げる基準に適合すること。
- (1) (略)
- (2) 給排気筒トップに風速 5メートル毎秒以下の風を受けたとき、燃焼ガス中の一酸化炭素濃度が 0.28 パーセント以下であること。
- 19 ~ 30 (略)
- 31 通常の使用状態において 15 時間以上断続的に燃焼させた後、次に掲げる基準に適合すること。
- (1) ~ (2) (略)
- (3) 逆火及び燃焼ガス中の一酸化炭素濃度が、技術上の基準の欄の 17 に定める基準に適合すること。
- 32 ~ 33 (略)

高圧ホース (略)

密閉式又は屋外式バーナー付きふるがま 1 ~ 15 (略)

16 通常の使用状態において、次の表の事項の欄に掲げる事項が同表の基準の欄に掲げる基準に適合すること。

事 項	基 準
リフティング	ないこと。
消火	ないこと。
逆火	ないこと。
すすの発生	黄炎の熱交換部への接触及びすすの発生がないこと。
<u>燃焼ガス</u> 中の一酸化炭素濃度	0.28 パーセント以下であること。

密閉式又は屋外式のものにあつては、0.28 パーセント以下であること。

- 18 密閉式のもののうち共用給排気筒用のもの以外のものにあつては、通常の使用状態において、次に掲げる基準に適合すること。
- (1) (略)
- (2) 給排気筒トップに風速 5メートル毎秒以下の風を受けたとき、一酸化炭素濃度が 0.28 パーセント以下であること。
- 19 ~ 30 (略)
- 31 通常の使用状態において 15 時間以上断続的に燃焼させた後、次に掲げる基準に適合すること。
- (1) ~ (2) (略)
- (3) 逆火及び一酸化炭素濃度が、技術上の基準の欄の 17 に定める基準に適合すること。
- 32 ~ 33 (略)

高圧ホース (略)

密閉式又は屋外式バーナー付きふるがま 1 ~ 15 (略)

16 通常の使用状態において、次の表の事項の欄に掲げる事項が同表の基準の欄に掲げる基準に適合すること。

事 項	基 準
リフティング	ないこと。
消火	ないこと。
逆火	ないこと。
すすの発生	黄炎の熱交換部への接触及びすすの発生がないこと。
一酸化炭素濃度	0.28 パーセント以下であること。

<p>17 密閉式のもののうち共用給排気筒用のもの以外のものにあつては、通常の使用状態において、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 給排気筒トップに風速 5 メートル毎秒の風を受けたとき、<u>燃焼ガス中の一酸化炭素濃度</u>が 0.28 パーセント以下であること。</p> <p>18 ~ 30 (略)</p> <p>31 通常の使用状態において 4 時間以上 (給湯のできるものの給湯に係る部分にあつては、15 時間以上) 断続的に燃焼させた後、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 逆火及び<u>燃焼ガス中の一酸化炭素濃度</u>が、技術上の基準の欄の 16 に定める基準に適合すること。</p> <p>32 ~ 33 (略)</p>	<p>17 密閉式のもののうち共用給排気筒用のもの以外のものにあつては、通常の使用状態において、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 給排気筒トップに風速 5 メートル毎秒の風を受けたとき、<u>一酸化炭素濃度</u>が 0.28 パーセント以下であること。</p> <p>18 ~ 30 (略)</p> <p>31 通常の使用状態において 4 時間以上 (給湯のできるものの給湯に係る部分にあつては、15 時間以上) 断続的に燃焼させた後、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 逆火及び<u>一酸化炭素濃度</u>が、技術上の基準の欄の 16 に定める基準に適合すること。</p> <p>32 ~ 33 (略)</p>
<p>開放式若しくは密閉式又は屋外式ストーブ</p> <p>1 ~ 13 (略)</p> <p>14 開放式のものにあつては、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 不完全燃焼を防止する機能であつて、次に掲げる機能 (以下、開放式及び密閉式並びに屋外式ストーブの項において「不完全燃焼防止機能」という。)を有すること。ただし、(3)イ、ロ及びハに掲げる基準に適合する場合は、この限りでない。</p> <p>イ 機器の周囲の酸素濃度が低下したとき、<u>燃焼ガス中の一酸化炭素濃度</u>が 0.07 パーセント以下でバーナーへの液化石油ガス通路を自動的に閉ざすこと。</p> <p>ロ メンバーナーの一次空気吸引口が閉そくすることにより<u>燃焼ガス中の一酸化炭素濃度</u>が 0.07 パーセント以上になる場合において、バーナーに点火したときから 10 分以内にバーナーへの液化石油ガスの通路を自動的に閉ざすこと。</p> <p>ハ (略)</p> <p>(3) 不完全燃焼防止機能を有しないものにあつては、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 機器の周囲の酸素濃度が 18 パーセントまで低下したとき、<u>燃焼ガス中の一酸化炭素濃度</u>を 0.07 パーセント以上としないこと。</p> <p>ハ メンバーナーの一次空気吸引口を全閉としたとき、<u>燃焼ガス中</u></p>	<p>開放式若しくは密閉式又は屋外式ストーブ</p> <p>1 ~ 13 (略)</p> <p>14 開放式のものにあつては、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 不完全燃焼を防止する機能であつて、次に掲げる機能 (以下、開放式及び密閉式並びに屋外式ストーブの項において「不完全燃焼防止機能」という。)を有すること。ただし、(3)イ、ロ及びハに掲げる基準に適合する場合は、この限りでない。</p> <p>イ 機器の周囲の酸素濃度が低下したとき、<u>一酸化炭素濃度</u>が 0.07 パーセント以下でバーナーへの液化石油ガス通路を自動的に閉ざすこと。</p> <p>ロ メンバーナーの一次空気吸引口が閉そくすることにより<u>一酸化炭素濃度</u>が 0.07 パーセント以上になる場合において、バーナーに点火したときから 10 分以内にバーナーへの液化石油ガスの通路を自動的に閉ざすこと。</p> <p>ハ (略)</p> <p>(3) 不完全燃焼防止機能を有しないものにあつては、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 機器の周囲の酸素濃度が 18 パーセントまで低下したとき、<u>一酸化炭素濃度</u>を 0.07 パーセント以上としないこと。</p> <p>ハ メンバーナーの一次空気吸引口を全閉としたとき、<u>一酸化炭素</u></p>

の一酸化炭素濃度が 0.07 パーセント以下であること。

15 ~ 17 (略)

18 通常の使用状態において、次の表の事項の欄に掲げる事項が同表の基準の欄に掲げる基準に適合すること。

事 項	基 準
リフティング	ないこと。
消火	ないこと。
逆火	ないこと。
すすの発生	黄炎の熱交換部への接触及びすすの発生がないこと。
<u>燃焼ガス中の一酸化炭素濃度</u>	開放式のものにあつては、0.07 パーセント以下であること。 密閉式または屋外式のものにあつては、0.28 パーセント以下であること。

(注) 開放式のものにあつては、液化石油ガス量が最小になる状態においても上表の基準の欄に掲げる基準に適合すること。

19 密閉式のもののうち共用給排気筒用のもの以外のものにあつては、通常の使用状態において、次に掲げる基準に適合すること。

(1) (略)

(2) 給排気筒トップに風速 5 メートル毎秒の風を受けたとき、燃焼ガス中の一酸化炭素濃度が 0.28 パーセント以下であること。

20 ~ 32 (略)

33 通常の使用状態において 15 時間以上断続的に燃焼させた後、次に掲げる基準に適合すること。

(1) ~ (2) (略)

(3) 逆火及び燃焼ガス中の一酸化炭素濃度が技術上の基準の欄の 18 に定める基準に適合すること。

34 ~ 35 (略)

濃度が 0.07 パーセント以下であること。

15 ~ 17 (略)

18 通常の使用状態において、次の表の事項の欄に掲げる事項が同表の基準の欄に掲げる基準に適合すること。

事 項	基 準
リフティング	ないこと。
消火	ないこと。
逆火	ないこと。
すすの発生	黄炎の熱交換部への接触及びすすの発生がないこと。
一酸化炭素濃度	開放式のものにあつては、0.07 パーセント以下であること。 密閉式または屋外式のものにあつては、0.28 パーセント以下であること。

(注) 開放式のものにあつては、液化石油ガス量が最小になる状態においても上表の基準の欄に掲げる基準に適合すること。

19 密閉式のもののうち共用給排気筒用のもの以外のものにあつては、通常の使用状態において、次に掲げる基準に適合すること。

(1) (略)

(2) 給排気筒トップに風速 5 メートル毎秒の風を受けたとき、一酸化炭素濃度が 0.28 パーセント以下であること。

20 ~ 32 (略)

33 通常の使用状態において 15 時間以上断続的に燃焼させた後、次に掲げる基準に適合すること。

(1) ~ (2) (略)

(3) 逆火及び一酸化炭素濃度が技術上の基準の欄の 18 に定める基準に適合すること。

34 ~ 35 (略)

	<p>36 開放燃焼式のもののうち容器が組み込まれる構造のもの（以下「組込型ストーブ」という。）にあつては、技術上の基準の欄の 1、3、11(2)、12、13、14(2)、14(3)イ、14(3)ハ、15、16、17、19、20、21、22、23、24、25、26(1)、26(3)、26(4)、27、29、32(1)、32(3)、32(4)、32(5)、32(6)、32(7)、33、34 及び 35 を除く各項に適合するほか、次の(1)から(19)までに適合すること。</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p>(14) 通常の使用状態において 15 時間以上断続的に燃焼させた後、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 逆火及び燃焼ガス中の一酸化炭素濃度が技術上の基準の欄の 18 に定める基準に適合すること。</p> <p>(15)～(19) (略)</p>
ガス漏れ警報器～対震遮断器	(略)

	<p>36 開放燃焼式のもののうち容器が組み込まれる構造のもの（以下「組込型ストーブ」という。）にあつては、技術上の基準の欄の 1、3、11(2)、12、13、14(2)、14(3)イ、14(3)ハ、15、16、17、19、20、21、22、23、24、25、26(1)、26(3)、26(4)、27、29、32(1)、32(3)、32(4)、32(5)、32(6)、32(7)、33、34 及び 35 を除く各項に適合するほか、次の(1)から(19)までに適合すること。</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p>(14) 通常の使用状態において 15 時間以上断続的に燃焼させた後、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 逆火及び一酸化炭素濃度が技術上の基準の欄の 18 に定める基準に適合すること。</p> <p>(15)～(19) (略)</p>
ガス漏れ警報器～対震遮断器	(略)